

やまがら(山雀)



毎年、冬には自宅に来てくれます。

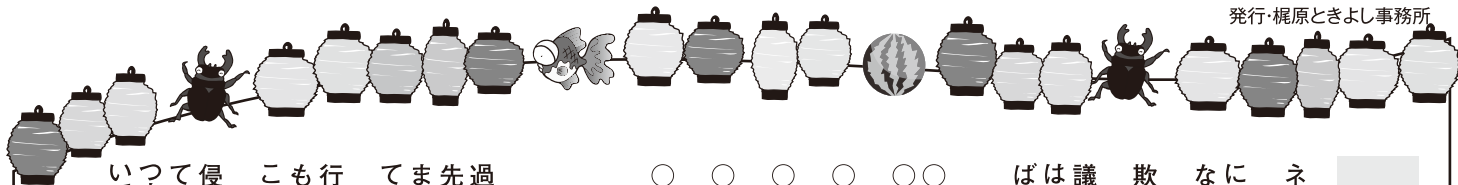
集団的自衛権(他国との軍事同盟)行使に反対しよう。

- 命と人権・平和を大切に、人にやさしい松山市政を実現しよう。
- 教育と子育て予算の増額と、医療・介護・福祉を充実させる市政に転換しよう。
- 電車・バス・フェリーのシルバーパスを実施して元気な高齢者が活躍するまちにしよう。
- 伊方原発をやめて、子ども達に安心未来を引き継ごう。

市民の知る権利と表現の自由を奪う「特定秘密保護法」を廃止しよう。



発行・梶原ときよし事務所



2014年6月議会一般質問 (6月30日)

ネットワーク市民の窓の梶原時義でございます。
改選後初めての議会、若い新人議員の皆さんの意欲ある質問・再質問に、新鮮さと、変革を遂げようとする姿が垣間見え、嬉しい驚きを感じながらこの場に立っています。
「期だけ、先輩議員として、この4年間をふり返れば、二人の議員が詐欺や恐喝で逮捕された本市議会。
また、議員からの議長不信任を4度も可決されながらも居すわった議長人事問題、人として、議員として、とても市民に顔向けできる話ではありませんが、二度とこのような不祥事を起こさないようにしなければなりません。」

また「一方、野志市政3年半も悲惨なものでした。
○公共工事の裏金疑惑はもみ消す。
○産業廃棄物処理業者「レッグ」と愛媛県知事の尻拭いを松山市民に押し付ける。
○本市・市民10万人分以上上の戸籍情報を市民に無断で警察に垂れ流し、市民を犯罪者扱いする。
○伊方原発で重大事故が起こっても「松山に放射性物質は飛んで来ない」と発言し、重大事故対策を取ろうとしない。
○津波避難対策で「海抜表示」をせず、恥を知りつつ自分の面子のために「標高表示」をした。
○最後は本市市民の幸福追求と選択の自由を奪い、実質市民の4割の人が、使いたくても使えない差別的住宅リフォーム補助制度を今年度予算に盛り込む等、枚挙に暇がありませんが、いつも「笑顔」を謳うだけの野志市長には市民の為の政治家としての存在感はほとんど、ありませんでした。
その最たるものは、本市職員の逮捕事件です。
過去3年間で、収賄、強姦、貸金、盗撮、飲酒事故と、何でもありの中、先月には、通勤中の電車で盗撮し逮捕される。
また先週は、わいせつ容疑で逮捕と、市民の市職員への信頼は地に落ちています。
逮捕の度に、「二度とこのような事が無いように再発防止策を取って行きます」と市長と関係幹部が頭を下げていますが、全く説得力のないものです。

このままでは、また同じ過ちを繰り返すのは間違いありません。
何故なら、本市幹部が強姦・盗撮・わいせつ事件を女性に対する人権侵害・女性差別事件であると、理解していないことが本質的な対策を打てず、見失っている原因だからです。
つまり人間尊重の人権学習を怠ってきた結果の表れだという事に気がついていない。
ここに再発防止ができない大きな要因があるのではないかと、私は思います。(2面に続く)

「憲法改正の早期実現を求める意見書」に反対

6月議会意見書反対討論
2014.7.8

ネットワーク市民の窓の梶原時義でございます。
私は、ネットワーク市民の窓会派を代表し意見書案第7号「憲法改正の早期実現を求める意見書」に対し、反対の討論を行います。

本意見書案では、日本国憲法がおよそ70年間改正されていないこと、或いは国際情勢の変化と国民の権利及び義務、環境問題への対応等で、早期に憲法改正が必要であると述べていますが、その狙いは、明らかに憲法9条の改悪と立憲主義の否定に他なりません。

7月1日、安倍首相は、既に破たんしているアベノミクスに国民が騙されたと気付く前に、「集団的自衛権の行使」を容認するという解釈改憲を閣議決定してしまいました。

集団的自衛権の行使を容認するという事は、日本が他国と軍事同盟を結ぶという事であり、海外で戦争ができる国へと、安保政策の一大転換をはかる事になります。

「憲法は権力者の上位に立ち、権力者に歯止めをかけるものであるという立憲主義の原理」を根底からくつがえす解釈改憲は、絶対に認めることができません。

また、今回の憲法改正の動きは、解釈改憲を合法化、明文化させようとする企てに他ならず、国民の権利と自由を保障することを第一の目的として、権力者を拘束する原理である憲法の「自由の基礎法」をも否定するものです。

戦後、曲がりなりにも直接、戦争をしてこなかった日本。日本国憲法施行から67年間、憲法が改正されなかった歴史的事実が何を意味するのが語られず、いたずらに改憲ありきで、武装平和主義に回帰させようとする政府の行為こそ、国際情勢を見誤っていると言わざるを得ません。

近隣諸国との緊張を高め、「攻めてこられたらどうするのか」と、軍事力を強化する安倍首相の姿勢は、もう既に政治家とはいえません。はつきり言って軍人です。
政治家とは近隣諸国は勿論、世界の国と平和的に友好を進め、

相手国を尊重しながら経済活動や支援・協力関係を深めて行くのが国民を代表する政治家の役割です。
目には目を、力には力という外交は、まさに 無能な軍人のする事に他なりません。
最初から破綻しているアベノミクスとやらを誤魔化し、延命するために、武器輸出を始める。原発を輸出する。それでもだめなら戦争をする。

今のアベサンの頭の中は、一生付きまとうA級戦犯の孫という歴史的事実を、何とか捻じ曲げて、「先の戦争は正義の戦争だった」として、戦争英雄の孫という勲章に、変えようとする事しか考えてないような気がするのは、私だけでしょうか。

個人が、その生き方として、何をしてもかまいませんが、市民や住民を巻き込み、戦争や人殺しをする事だけは、させてはならないと思います。

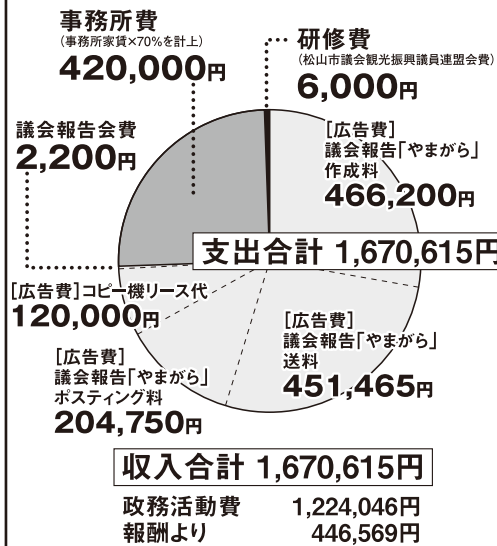
日本は1945年に二度と戦争はしないと誓ったはず。二度と戦争をしないと決意して、憲法第9条に戦争の放棄を謳ったはず。

本市自民党の保守派の皆さん、リベラルな議員の皆さん、今です。今、立ち上がらなければ、もう後戻りができないところまで来ています。自由と民主主義の為に一緒に頑張りましょう。

最後にノーベル平和賞にノミネートされている日本国憲法第9条を誇りとして、大切に育てて行くことをお願いして、私の憲法改正に反対する討論を終わります。

梶原時義の2013年度政務活動費支出報告

(2013年4月～2014年3月まで)



政務活動費支出報告について
2013年度の政務活動費につきまして、松山市議会政務活動費の交付に関する規則第6条に基づき上記のとおり市長に報告を行いました。
※携帯電話代、ガソリン代等の活動費や事務所維持費等は計上していません。(自己負担しています。)

梶原ときよしの活動予定や市議会のスケジュールはHPでご確認いただけます。

ホームページ

梶原ときよし 公式ホームページ

検索

<http://tokiyoshi.sakura.ne.jp>

「スケジュール」に行動予定と感想を入れていますのでクリックしてください。

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書

ネットワーク市民の窓 梶原ときよし 6月19日
私は、「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書」について提出議員4人を代表して説明を致します。
集団的自衛権の行使は、日本に対する武力攻撃が無くても、他国や同盟国のために、日本、自らが武力を行使することであり戦争行為に他なりません。
安倍首相は「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある時、限定的な行使は許される」と自衛権を拡大解釈していますが、「安全に重大な影響を及ぼす」かどうかは、政府が判断するため、その範囲が無限大に拡大していくことは、歴史的にも明らかです。

「戦争の放棄」を掲げた日本国憲法第9条の解釈を変更し、「集団的自衛権」という名のもとに「日米軍事同盟」を構築するためにあることは明白であり、日本が世界中で戦争ができる国になる重大な転換点になります。
憲法は国の最高法規であり、権力の暴走を縛るために存在するものです。安倍政権が解釈改憲を閣議決定することは、憲法の「立憲主義」を否定するものに他ならず、民主主義の基本である国民主権にも反し、絶対に許されません。

日本国憲法第2章第9条には日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
と、謳われています。

私達は、憲法前文にある「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した」平和憲法の理念を堅持する立場から、「集団的自衛権の行使」に強く反対するものです。

また、国民の多数が「集団的自衛権の行使」に反対する理由も、69年間の第二次世界大戦による惨禍を、「二度と繰り返してはならない」という思いからに他なりません。
よって国会及び政府においては、「集団的自衛権行使」を容認する 憲法解釈の変更を、行なわないよう強く求め、意見書を提出するものです。

※結果は賛成8・反対34で否決されました。

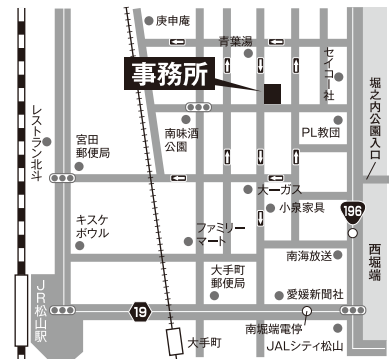
梶原ときよし事務所

〒790-0813 松山市萱町2丁目1-2
TEL 089-947-2258 FAX 089-947-2259
携帯 080-5669-8586
E-mail sizenha-812@lib.e-catv.ne.jp

- 午後1時～午後5時まで(月～木)
- 金・土・日・祝日はお休みです。



お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



議会公質問

6月議会 一般質問より抜粋

2014年6月30日



(1面より)

野志市長が、部長級以上幹部31人の中に、女性が一人もいない事に、何の違和感も持たないこと自体が、つまりこの人権感覚の無さが、職員に伝染しているという事です。

市長は「組織は上から腐る」という言葉を「存知でしょうか。職員は幹部職員の二挙一動を、恐ろしいほど見えています。どうしてこんなことで知っているの、

と言うくらい、知っています。

事件を起こした職員は当然処分されます。

当たり前です。しかしその上司の監督責任には、「3年間、減給すらなく、軽いものです。

昨年、議員が市職員を恐喝した事件がありました。

個人情報報を盗み取り、その恐喝事件

に実質加担した職員は

退職しましたが、その

上司である市民部長

は、処分とはいえない

注意喚起という程度のものでした。

そんな責任を取らない上司が、部下に尊敬されるはずがありません。

幹部の皆さんが職員に尊敬されていないことが職員の不祥事発生と大きく関係するという事を理解して頂き、人間尊重の精神と人権研修を幹部から先に行なう必要があるのではないのでしょうか。

いち議員の指摘をどう捉えられるかは、野志市長の判断にお任せしますが、不祥事根絶への更なる努力をお願いして本題の質問に入ります。



2014年4月に改選した新しい議会(意見書提案・一般質問・討論と3度登壇しました)

入所3年待ちと言われる特別養護老人ホームの入所待ち期間の短縮について

質問…来年度から始まる第6期事業計画で、入所待ち期間が、ほぼ解消される見込みと理解してよいか。

答弁…今年度に策定する予定の「第6期事業計画」において現在、県が実施している介護保険施設の入所申込調査の結果が、本年8月に公表される予定であり、その結果を踏まえ、事業計画を策定し、待機者の解消を図っていくと考えています。

産業廃棄物最終処分場「レグ」の不適正処理に伴う支障等除去事業について

答弁…介護保険制度のもとでは、利用希望者が事業者を自由に選択することになっていたりことや、介護の現場や行政に今以上の事務処理が求められること、さらに、直接施設へ申し込みをするほうが高齢者の身体状況や希望者の意向を十分反映した方法であることから、難しいものと考えています。

質問…本市市民に環境汚染の恐怖と77億円にも上る汚染物の除去費用負担を押し付けている愛媛県知事は、今年11月の改選を控え、毎日、テレビや新聞で笑顔を振りまいているが、県都松山市の最重要課題である最終処分場処理のための支援については、音無しの構えである。

①県は松山市廃棄物処理施設が出した答申を尊重する気がないのではないかと。

②今年1月20日に本市が県に出した要望書に対し、5ヵ月経過した今も回答を出さない理

入所3年待ちと言われる特別養護老人ホームの入所待ち期間の短縮について
産業廃棄物最終処分場「レグ」の不適正処理に伴う支障等除去事業について
建築後退などにより、敷地の一部を道路用地として後退した部分の整備や管理・課税について

建築後退などにより、敷地の一部を道路用地として後退した部分の整備や管理・課税について



質問…本事業スタート以前において見られた、建築後退部を復元したり、道路後退部に石を置いたりして、交通の妨げになる光景が今も散見されるが、2008年以前の申請物件に対し、どう対処していくのか。

答弁…市民などからの相談があった場合に、行政指導や用地の寄附をお願いを行うなど、解消に努めています。

質問…道路後退後、現況市道に提供されているにもかかわらず、申請者に宅地課税している事実もあり、今後は、建築指導課・道路管理課・管財課・資産税課が連携して、狭あい道路の拡幅整備に対応する必要があると考えるがどうか。具体策を問う。

答弁…現在、課題を解決するために、寄附にかかる分筆・登記、舗装工事の費用負担のあり方や、税の軽減などの諸手続きの周知・啓発、また、町内会等の地域の方々との連携方法などについて、より、実効性のある取り組みを関係する部署で構成する「庁内検討会」を開催し、研究しているところだ。

質問…市長は3月議会で、知事の言う市議の口ききと汚染物質除去費用の発生は全く関係ないと答弁しているが、知事はいまだに圧力をかけた議員が名乗り出るまでは本市に支援を行わないという態度を変えていない。

答申に沿って県と連携を図り、この問題に取り組んでまいりますが、今後も原因者に対する責任追及を厳格に実施してまいります。

平成24年12月、本市の調査により、レグ処分場に廃油を含む廃棄物が埋め立てられた時期は、平成9年以前であることが判明したことから、同月、県に対し、廃油の埋立てについて把握していたか照会を行いました。

これに対し県からは、事実であれば遺憾であるとの回答がありました。

答弁…廃油の埋立てが確認されたのは、本市管轄下である平成24年12月であり、県管轄下の時期には、県は、その事実を把握していませんでした。次に、県管轄時期の廃油埋立てに係る県の回答についてお答えします。

質問…本市が県から権限移譲を受けた時点で、県は埋立禁止物が入っていることを把握しておらず、本市に指導もしていないとしている。

①把握していなかったということとは、管理ができていなかったということではないか。

②有害な埋立不可物が入れられたのは、県の管理監督時代に100%入れられていたことが科学的に明らかになっていることについて県はどう回答しているのか。

③権限移譲後の行政責任は本市が対応するとしても、発生責任は誰が考えても県にあることは明白だと思いがどうか。